

金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和7年10月3日

金沢市監査委員 加藤弘行

金沢市監査委員 中村哲郎

金沢市監査委員 高村佳伸

金沢市監査委員 森一敏

監査 第 94 号
令和 7 年 10 月 2 日
(2025年)

道 上 友理香 様

金沢市監査委員 加 藤 弘 行

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 高 村 佳 伸

金沢市監査委員 森 一 敏

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 8 月 7 日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市三十苅町丁100番地 7 道上 友理香

2 請求書の提出日

令和7年8月7日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

金沢市（以下、市という。）と金沢市第二消防団芳賀町分団長（以下、分団長といふ。）が令和7年5月1日に締結した市有財産譲与契約（以下、本件契約といふ。）は、以下の理由により、違法かつ無効である。本件契約における譲与物件は、市が行う事業のために現在地から移転することになり、補償費（51,294,220円）の算定を受けた。令和7年6月13日、分団長から物件移転補償費の受領の委任を受けた芳賀町分団機械器具置場建設期成同盟会会長に対し、35,900,000円が支払われた。

- ・分団長は、譲与物件に関する事務に従事しており、その取扱いに係る公有財産を譲り受けたことは、地方自治法第238条の3に違反している。
- ・譲与物件は、8月2日時点において消防機械器具置場として機能している。譲与物件は、公用に供する財産であり、その譲与は地方自治法第238条の4に違反している。
- ・分団長は、譲与物件の寄附者又はその相続人その他の包括承継人に該当せず、金沢市市有財産条例第7条第3号に違反している。

よって市長に対し、以下の措置を求める。

- (1) 違法かつ無効な本件契約に基づく譲与を受けた分団長に対して、不当利得の返還を求めること。
- (2) 違法かつ無効な本件契約における譲与物件のために行なった移転補償契約を取り消すこと。
- (3) 違法かつ無効な本件契約における譲与物件への移転補償金について、未済部分の支出を停止し、既済部分の全額の返還を求めること。
- (4) 当該支出に関与した職員らに対しては、損害の賠償等を求める等、必要な措置を講じるよう勧告すること。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙①②③の事実証明書を添え必要な措置を請求します。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 市有財産の譲与について
- (2) 物件移転補償について
- (3) 譲与物件の現状について

（注）これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 請求書の要件審査

令和7年8月7日付けで請求のあった本件職員措置請求書については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月21日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象課

請求人の請求内容から判断し、請求人が違法又は不当な契約であるとした金沢市第二消防団芳斎町分団長（以下、分団長とする。）との市有財産譲与契約が違法又は不当な契約に当たるか、違法又は不当な公金の支出が行われているか、損害が発生するものであるかどうかを監査の対象とした。

監査対象課については、消防総務課、総務課とした。

2 請求人の陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年9月5日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 譲与物件の市有財産としての性質について

譲与物件の耐用限度日は令和19年9月3日であり、新しい建屋の整備が完了するまで行政財産として機能させることができるとあるが、行政財産用途廃止がなされ、普通財産とする手続きを経て、譲与している。用途廃止とは、特定の行政目的のために使われていた行政財産が、その目的を失ったときに、普通財産に変更する手続きである。証拠資料の通り、譲与物件は用途廃止の後、機械器具置場として機能している。譲与物件には、用途の変更はなく、現在も行政財産であると解すべきである。

(2) 本件契約による譲与の目的について

処分の目的を「地元へ無償譲与した後、この移転に対し市より補償費を支出し、地元が芳斎2丁目地内で新築する機械器具置場の建設費に充てることで地元負担の軽減を図る」としている。移転補償を受ければ地元負担は軽減されるが、結果として、市民の財産は損害を被っている。

日本国憲法は、私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができるとしている。本来、公共事業のための移転補償は国民の財産権を保障する意味を持つものであり、不当な目的のために利用されることはあるべきではない。

(3) 分団長が契約の当事者であることについて

譲与を受けた分団長は、譲与物件の金沢市市有財産条例第7条第3号に定める寄附者等にあたらない。また、金沢市消防団規則第4条では分団の事務として「分団の諸計画に関する事務」を定めている。つまり、分団長は譲与物件移転の計画に関する事務に関与しており、分団長は、その取扱いに係る公有財産を譲り受けたことになる。

3 関係職員の陳述の聴取

令和7年9月5日に消防総務課長及び総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 請求人の主張する法令等違反について

ア 地方自治法第238条の3について

消防分団機械器具置場の整備は、地域住民が事業主体となり行っているものである。

芳斎町分団機械器具置場（以下、「機械器具置場」という。）については、昭和62年に施設の整備が完了した際に本市への寄附がなされているが、この時の申出者である分団長は地域住民の代表であると認識している。

令和7年5月1日に、新たな機械器具置場の整備に際し移転補償等の手続きが必要となった地域住民に対して、本市は分団長を名宛人として譲与の手続きを行ったが、これは地元組織としての二面性をもつ消防分団の代表である分団長を名宛人としたものであり、公有財産の管理・処分の公正を確保することを目的とする地方自治法第238条の3に違反するものではないと考える。

イ 地方自治法第238条の4について

譲与後に現機械器具置場が消防分団機能を有していることは、新たな機械器具置場の整備が完了するまでの過渡期において、地域の防災拠点としての機能を損なわ

ないために、消防分団が当該場所で機能を継続しているものと認識しており、地方自治法第238条の4に違反するものではないと考える。

ウ 金沢市市有財産条例第7条第3号について

昭和62年に本市へ機械器具置場の寄附を申し出た者と、令和7年5月に本市が機械器具置場の譲与を行った名宛人は、いずれも地元組織としての二面性をもつ消防分団の代表である分団長である。

従って、金沢市市有財産条例第7条第3号に違反するものではないと考える。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件市有財産譲与契約の根拠となる法令等

ア 地方自治法第242条第1項では住民監査請求の対象として「普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるととき」は住民監査請求の対象となると定めている。

イ 地方自治法第238条の3において、公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができないと定められている。

ウ 地方自治法第238条の4において、行政財産は、次項から4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと定められている。

エ 金沢市市有財産条例第7条第3号で、寄附に係るものとの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するときは普通財産を譲与できると定めている。

(2) 本件市有財産譲与契約等の概要について

ア 市有財産譲与契約

市長は令和7年5月1日付けで、金沢市第二消防団芳賀町分団分団長（以下、同分団長とする。）から申請のあった市有財産譲与申請を承認し、市有財産譲与契約を締結している。また、同時に当該譲与物件の行政財産の用途廃止をして普通財産としている。

イ 物件移転補償契約

市長は令和7年5月22日付けで、同分団長と物件移転補償契約を締結しており、6月13日に補償代金の一部を前金で支払っている。なお、債権者である同分団長の委任状に基づき、同分団長から物件移転補償費の受領の委任を受けた芳賀町分団機械器具置場建設期成同盟会会長の口座に振り込んでいる。

ウ 現地の状況

譲与物件は、9月5日現在、消防分団の機械器具置場として使用されており、移転は完了していない。

2 判断

(1) 市有財産譲与契約の妥当性について

分団長は非常勤特別職の市の職員であるが、本件契約は地元組織としての二面性をもつ消防分団組織の代表である分団長を名宛人としており、公有財産の管理・処分の公正を確保することを目的とする地方自治法第238条の3の定めに違法であるとは言えない。

よって、請求人の主張には理由がない。

(2) 行政財産の用途廃止の妥当性について

新たな機械器具置場の整備が完了するまでの過渡期において、機械器具置場が地域の防災拠点としての機能を損なわないために、消防分団が当該場所で機能を継続しているものである。本件契約の締結の際に、行政財産から普通財産へ用途変更が行われ

ており、地方自治法第238条の4の定めに違法であるとまでは言えない。

よって、請求人の主張には理由がない。

(3) 分団長を寄附者として取り扱う妥当性について

昭和62年に本件機械器具置場の寄附を本市へ申し出た者と、令和7年5月に本市が機械器具置場の譲与を行った名宛人は、いずれも消防分団という組織の代表である分団長であり、金沢市市有財産条例第7条第3号の定めに違法であるとまでは言えない。

よって、請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、本件契約が法令等に違反とまでは言えないことから、違法又は不当な公金の支出も行われていないため損害が発生するものとは認められず、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

(別紙第1)

金沢市職員措置請求書

村山卓、新保博之、川畠宏樹、西川実、前畠敏之、ト部雅裕、大西里実、油仁一、北島将平、川崎徹、西川欣里、川口武巳、池田藻塩、刀狩虎太郎、金沢市第二消防団芳賀町分団長による市有財産に関する措置請求の要旨

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

1 請求の要旨

金沢市(以下、市という。)と金沢市第二消防団芳賀町分団長(以下、分団長という。)が令和7年5月1日に締結した市有財産譲与契約(以下、本件契約という。)は、以下の理由により、違法かつ無効である。本件契約における譲与物件は、市が行う事業のために現在地から移転することになり、補償費(51,294,220円)の算定を受けた。令和7年6月13日、分団長から物件移転補償費の受領の委任を受けた芳賀町分団機械器具置場建設期成同盟会会長に対し、35,900,000円が支払われた。

- ・分団長は、譲与物件に関する事務に従事しており、その取扱いに係る公有財産を譲り受けたことは、地方自治法第238条の3に違反している。
- ・譲与物件は、8月2日時点において消防機械器具置場として機能している。譲与物件は、公用に供する財産であり、その譲与は地方自治法第238条の4に違反している。
- ・分団長は、譲与物件の寄附者又はその相続人その他の包括承継人に該当せず、金沢市市有財産条例第7条第3号に違反している。

よって市長に対し、以下の措置を求める。

- (1)違法かつ無効な本件契約に基づく譲与を受けた分団長に対して、不当利得の返還を求ること。
- (2)違法かつ無効な本件契約における譲与物件のために行つた移転補償契約を取り消すこと。
- (3)違法かつ無効な本件契約における譲与物件への移転補償金について、未済部分の支出を停止し、既済部分の全額の返還を求ること。
- (4)当該支出に関与した職員らに対しては、損害の賠償等を求める等、必要な措置を講じるよう勧告すること。

2 請求者

住所 金沢市三十苅町丁100番地7 氏名 道上 友理香

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙①②③の事実証明書を添え必要な措置を請求します。